

## 遺伝子組換え作物の栽培に関する指針

### (趣旨)

第1 国内で遺伝子組換え作物を栽培する場合には、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律<sup>\*1</sup>」(以下「カルタヘナ法」という。)により野生動植物等に対して影響を与えないよう管理する規制があるものの、一般作物に対する影響は規制の対象となっていない。

本指針は、遺伝子組換え作物を栽培するに当たり、公正の確保と透明性を図るとともに、県民の不安を軽減するための情報の収集や提供、一般作物との交雑・混入の防止に向けた対策等を進めるものである。

### (適用範囲)

第2 本指針は、県内においてカルタヘナ法による第一種使用規程の承認を受けた遺伝子組換え作物を開放系ほ場<sup>\*2</sup>で栽培する場合に適用する。

### (栽培に関する情報収集と提供等)

第3 知事は、県民の適切な理解と判断に役立てるため、以下の情報提供を行う。

1 本指針の周知と遵守

市町村、農業団体等の協力を得て、県民に対して本指針を周知する。

2 栽培の情報提供

遺伝子組換え作物の栽培計画及び栽培実績について県のホームページに掲載するなど、県民に対して情報を提供する。

3 遺伝子組換え技術や作物に関する県民理解の促進

県民の遺伝子組換え作物等に関する知識や理解を深めるため、国、市町村、農業団体等の協力を得て情報を提供する。

### (栽培に当たって遵守すべき事項)

第4 県内において遺伝子組換え作物を栽培しようとする者(以下「栽培者」という。)は、栽培の実施に当たって次のことを行う。

1 栽培計画の提出

(1) 栽培者は、栽培を開始する3か月以上前の1月又は6月に遺伝子組換え作物栽培計画書(以下「栽培計画書」という。)を知事に提出すること。

(2) 栽培者は、県が別に開催する研修等を受けること。

---

\*1 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」

遺伝子組換え生物等が我が国の野生動植物等へ影響を与えないよう管理するための法律。この法律の目的は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るために遺伝子組換え生物等の使用等を規制し、カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施の確保を図ることである。同法では、遺伝子組換え生物の使用を、一般ほ場での栽培等の「環境中への拡散を防止しないで行う使用(第一種使用等)」と、実験室内での研究等の「環境中への拡散を防止する意図をもって行う使用(第二種使用等)」とに区分し、その使用を規制している。

\*2 「開放系ほ場」

開放系ほ場とは、一般的な屋外ほ場(田、畑等)のほか、カルタヘナ法に基づく拡散防止措置が講じられていないビニールハウス、ガラス温室などでの栽培を含む。

## 2 説明会の開催と情報の提供

栽培者は、事前に近隣耕作者、近隣住民、農業団体、市町村など関係者に対し、栽培計画書の内容に関する説明会を開催し、十分な理解を得ること。また、栽培に関する情報提供を行うこと。

## 3 栽培に関する表示

栽培者は、栽培しようとするほ場に、別に定める規格により看板を設置し、栽培内容を周知すること。

なお、設置期間は、栽培開始から栽培終了（収穫が終了し、ほ場の残さ処理が終了するまで）までとする。

## 4 栽培管理責任者の設置

栽培者は、栽培管理責任者（栽培者が兼ねることもできる。）を置き、次に掲げること及び第5及び第6に掲げることを行うこと。

- (1) 栽培計画書の実施状況の確認
- (2) 遺伝子組換え作物の種苗・収穫物の適切な管理及び残さの処分
- (3) 不測の事態が生じた場合の速やかな情報把握と適正な措置の実施
- (4) 遺伝子組換え作物の栽培に従事する者に対して前3号の内容の指導徹底
- (5) その他、県民等からの問い合わせに対する対応など

## 5 栽培実績等の報告

- (1) 栽培者は、栽培した遺伝子組換え作物の収穫後、速やかに遺伝子組換え作物栽培実績書（以下「栽培実績書」という。）を知事に提出すること。
- (2) 栽培者は、遺伝子組換え作物の栽培において、計画変更を行う場合、速やかに遺伝子組換え作物栽培計画変更届出書（以下「変更届出書」という。）を知事に提出すること。
- (3) 栽培者は、遺伝子組換え作物の栽培を中止する場合、速やかに遺伝子組換え作物栽培中止届出書（以下「中止届出書」という。）を知事に提出すること。

## 6 不測の事態への対応

- (1) 栽培者は、交雑又は混入が発生した場合など不測の事態やそのおそれがある事態が発生した場合は、直ちにその拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、発生状況及び措置内容を知事に報告すること。
- (2) 措置の実施後は、不測の事態等が発生した原因及び措置の実施結果を知事に報告すること。

（交雑防止措置）

第5 栽培者は、同種栽培作物及び同種・近縁種雑草との交雑を防止するため、以下の措置を執ること。

### 1 隔離距離による交雑防止措置

遺伝子組換え作物の種類ごとに、別に定める隔離すべき距離以上、隔離するものとする。

### 2 隔離距離によらない交雑防止措置

隔離距離が定められている作物であって隔離距離による交雑防止措置を執らない場合又は隔離距離が定められていない作物を栽培する場合は、次のいずれかの交雑防止措置を執ること。

- (1) 摘らい、開花前の除雄又は袋掛け
- (2) 虫媒性の植物（ナタネなど）は、開花中の訪花昆虫による花粉の移動を防止で

きるネット（網）による被覆又は拡散防止措置を講じた温室内での栽培  
(3) 風媒性の植物（トウモロコシ）は、周辺の同種栽培作物と開花期間を重複させない。

### 3 交雑確認調査

- (1) 栽培者は当該遺伝子組換え作物と交雑のおそれがある一般作物等との交雑の有無を確認するための調査を実施すること。また、調査終了後、速やかにその結果を知事に報告すること。
- (2) 交雑確認調査の方法は、別に定める。
- (3) 栽培者は、知事が実施する交雑確認調査の結果の検証（第7第4項）のために、必要な資料や情報等を提供すること。

#### （混入防止措置）

第6 栽培者は、遺伝子組換え作物が他の一般作物に混入しないよう、種苗の分別管理、機械・施設・資材等の洗浄及び清掃、衣服や靴への付着物除去、収穫物の管理並びに栽培ほ場の残さ処理など、適切な混入防止措置を講じること。

2 遺伝子組換え作物を栽培したほ場において、次期作又は次年度作として栽培した作物の収穫物は、前作の遺伝子組換え作物が混入しない明確な理由がある場合を除き、遺伝子組換え作物の収穫物と同様の処理を行うこと。

#### （管理体制の整備）

第7 知事は、遺伝子組換え作物の栽培に関する管理体制を整備する。

1 知事は、第4第1項第1号の栽培計画書を受理した場合、その計画が本指針の主旨に添う計画であるかどうか、以下の内容について検討し、栽培者に対して本指針に関する研修及び指導を行うものとする。その場合、原則として有識者等による評価委員会を開催して栽培計画に対する意見を聴くものとする。また、評価委員会の検討経過等は、県のホームページなどで広く県民に公開するものとする。

- (1) 説明会の開催
- (2) 栽培予定地及び周辺作物の確認
- (3) 種苗の保管状況
- (4) 栽培者研修等を受けたことの確認
- (5) 交雑防止の状況
- (6) 交雑の有無を確認するための方法
- (7) 看板の設置
- (8) 収穫方法
- (9) 収穫物の確認
- (10) 混入防止の状況
- (11) その他必要な事項（モニタリング等）

2 知事は、栽培計画書のとおり実施されているか現地確認調査を行い、計画に反して栽培されている事項があれば、調査結果を速やかに評価委員会へ報告するとともに、事後の対策に関する意見を聴取した上で、栽培者を指導する。

3 知事は、第4第5項第1号の栽培実績書を受理した場合、その実績が計画のとおり実施されたかを検討し、必要に応じて栽培者に対して指導を行うものとする。その場合、原則として有識者等による評価委員会を開催して栽培実績に対する意見を聴くものとする。

4 栽培者が実施する交雑確認調査の結果の信頼性を確保するため、知事はその内容を検証できるものとする。また、知事は調査結果の検証にあたっては、評価委員会の意見を聴くものとする。

(指針の遵守)

第8 知事は、遺伝子組換え作物の無届け栽培を確認した場合、栽培者に対して本指針に関する指導を行い、本指針を遵守するよう要請する。この指導等に従わないで栽培を続ける場合は、無届けでの栽培であることを公表するとともに、栽培の中止を要請する。また、種苗業者等に対して情報提供を行い、次年度以降の種苗供給の停止を要請する。

(指針の見直し)

第9 知事は、新たな科学的知見や社会状況の変化、遺伝子組換え作物の栽培に起因する被害が生じた場合の補償制度の在り方に対する検討及び本指針の運用結果等を考慮し、定期的を開催する評価委員会の意見に基づき見直しを行う。

附 則

この指針は、平成22年3月5日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成31年4月1日から施行する。